

答弁書第三六号

内閣参質一六二第三六号

平成十七年七月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 千 景殿

参議院議員辻泰弘君提出イラク派遣自衛官の選挙権行使に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員辻泰弘君提出イラク派遣自衛官の選挙権行使に関する質問に対する答弁書

一及び二について

現行の公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の規定は期日前投票所を国外に設けることを前提としていないことから、期日前投票所をイラク又はクウェートに設けることはできない。

三について

一時的に国外に滞在する選挙人が地方選挙の投票を国外で行う方法としては、船員である選挙人が船舶内で行う不在者投票しかなく、この方法によって投票することができない自衛隊員は、国外で投票を行うことはできない。

四について

国外に派遣された自衛隊員の投票機会を確保することは重要な課題であると認識しており、選挙人間の公平や選挙の公正の確保に留意しつつ、慎重に検討してまいりたい。

